

慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resources

Title	片桐庸夫君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2002
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.75, No.11 (2002. 11) ,p.127- 134
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20021128-0127

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特別記事

片桐庸夫君学位請求論文審査報告

片桐庸夫君より提出された博士学位請求論文は、「太平洋問題調査会（IPR）の研究―戦間期日本IPRの活動を中心として―」である。論文の構成は次の通りである。

まえがき

第一章 太平洋問題調査会（IPR）の軌跡―その設

立経緯、目的、組織を中心として―

第二章 太平洋問題調査会（IPR）と移民問題―第

一回ハワイ会議を中心として―

第三章 太平洋問題調査会（IPR）と移民問題―第

二回ハワイ会議を中心として―

第四章 戦前期太平洋時代の安全保障イメーヂ―太平

洋問題調査会（IPR）第一、二回ハワイ会

議における平和機関問題討議を中心として―

第五章 太平洋問題調査会（IPR）と満州問題―第

三回京都会議を中心として―

第六章 太平洋問題調査会（IPR）と満州問題―第

四回上海会議を中心として―

第七章 太平洋問題調査会（IPR）と太平洋の平和

機関問題―第五回バンフ会議と高木・横田案

を中心として―

第八章 太平洋問題調査会（IPR）と政治的勢力均

衡及び平和的調整問題―第六回ヨセミテ会議

を中心として―

第九章 太平洋問題調査会（IPR）とインクワイア

リー問題―第七回ヴァージニア・ビーチ会議

不参加への道程を中心として―

第一〇章 太平洋問題調査会（IPR）と朝鮮代表権

問題―朝鮮IPRの脱退、一九二五―一九三

一―

第十一章 満州国承認問題の一側面―満州国の太平洋

問題調査会（IPR）参加問題をめぐって―

第十二章 太平洋問題調査会とイギリスIPR―第二

回ハワイ会議への初参加問題を中心として―

むすび

以上の論文構成によっても明らかなように、著者は、本論文を通じて、国際非政府組織（INGO）の先駆的存在である太平洋問題調査会（IPR）の設立からIPR中央事務局およびアメリカ事務局と日本IPRとの確執によって日本IPRが事実上の脱会をした一九三九年のヴァージニア・ビーチ会議までのすべての会議をとりあげ、それそれの会議の背景、日本IPRの会議に臨む方針とその対応などを検証し、IPR設立当初の目的と実体、IPRの存在意義、日本IPRが果たした役割と限界、参加した知識人の姿勢等々の問題について考察を加えることを目的としている。

これまで、日本IPRに言及した文献としては、中見真理、緒方貞子、原覚天、山岡道男、塩崎弘明等の研究が知られているが、いずれも、日本IPRを系統的に外交史やINGOの視点から扱ったものではなく、日本IPRを正面に据えた先行研究は、ほとんどみあたらなかった。その意味で、本論文は、従来の研究の欠落を補うばかりでなく、日本IPRの全容を歴史的・体系的に分析した初めての本格的な研究として大きな意義があろう。以下、本論文の内容要旨を紹介する。

第一章は、本論文の序論的なもので、日本IPR研究のいわば大前提として、第一次世界大戦後の自由主義的思潮を背景にハワイで生まれたIPRの原型と基本的性格を明らかにすることを目的としている。片桐君はハワイ大学が所蔵する初期IPR関係の一次史料を用いてIPR設立のそもそもの発端、永続的な機関として誕生する経緯、さらには目的、組織についても、詳細な紹介をおこなっている。著者の努力によって、準備段階からのIPRの実態が明らかにになった意義は大きい。

第二章では、一九二五年七月に開かれたIPR第一回ハワイ会議の推移と意義が検討されている。この会議において、主要な関心事となつたのは移民問題、とりわけ日米間の移民問題であったが、この会議への参加決定を機会に日本IPRが組織されたこと、そして会議に臨む基本方針として、排日移民法の撤廃要求ではなく、まずは日本国民が排日移民法についていかなる感情を抱き、いかなる希望をもっているのかをアメリカ側に正確に伝えることに主眼を置いたこと、これに対しアメリカIPRは総じて日本の事情について暗く、日本IPRの主張には説得力があり、一種の教育効果をもたらしたことなどが明らかにされている。

著者は、移民問題の討議の結果が採択されるようなことはなかったものの、第一回ハワイ会議に臨む日本IPRの「所期の目的」は、「一応達成し得たと評価することが出来る」と述べている。

第三章では、一九二七年七月に開かれたIPR第二回ハワイ会議が検討されている。第二回ハワイ会議は第一回会議に比べて参加者が増え、またイギリスIPRが初参加し、国際連盟事務局からオブザーバーが派遣されるなど、IPRの存在意義は一層増大したが、この第二回会議は、日本IPRの思惑通りにすべてが進行したわけではなかった。すなわち日本IPRとしては、第一回会議と同様、日本とアメリカIPRを中心として移民問題を第一の案件とすることを望んでいたにもかかわらず、初参加のイギリスIPRがあらかじめ予定されていたプログラムを変更させ、中国国民党の国権回復運動、いわゆる革命外交の問題など、中国問題が第一の案件となってしまうからである。しかし、七月二六日にはじまった移民問題討議で、日本IPRは、一九二四年の排日移民法そのものを批判せず、移民制限に関する相手国の主権は尊重するものの人権差別に基づく移民制限は承服できないこと、移民問題は依然解決してないことなどを主張し理解を求める戦術をとった結果、

かえって各会員に対しあらためて移民問題の解決の重要性を認識させることになった。その意味で第二回ハワイ会議は、「周囲の期待に応えるに十分な成果をあげ」と認められると著者は主張している。

第四章では、第一、二回ハワイ会議において移民問題以外に大きな関心を集めた問題として、太平洋地域の平和機関の設置の必要性をめぐる問題を検討している。第一次世界大戦後世界の注目を集めた太平洋地域は、平和を維持するための機関が貧弱であり、紛争の平和的処理を目的とする条約も少なく、期待される割には、国際紛争が発生する要因を内包していた。このため、会議ではコロンビア大学の歴史学教授ジェームズ・T・ショットウェル (James T. Shotwell) によって作成された恒久平和条約案が委員の関心を集め、種々の検討がなされたのである。著者によれば、この案は、アメリカの既に決定している政策の範囲を超えることなく、しかもアメリカが国際連盟に未加入であることから生じる不都合を十分に意識しながら起草されたものでアメリカの国内事情を過度に配慮する側面もあったが、日本からの参加者の反応は、総じて冷静、かつアメリカ側の厳しい立場を理解するものが大勢を占めた。しかし、ショットウェル案は、日本IPRの支持にもかかわらず

ず、結局は葬られた。この構想が挫折した理由について、著者は日本 IPR および自由主義的な知識人の内外における孤立化傾向と影響力不足をあげている。

第五章では一九二九年一〇月二八日より一月九日まで京都において開催された IPR 第三回京都会議についての検討が行われている。この会議における主要テーマは満州問題であったが、この会議において、日本 IPR は、条約上獲得していた満州権益の正当性を説くことに主眼を置き、もっぱら歴史的経緯を説明する方法をとったのに対し、中国 IPR は、日本側とは逆に歴史的議論を回避し、日本の満州権益を純経済的なものとすべきことを主張、両者の議論は全くかみあわなかった。著者は、両者の議論の過程を明らかにするとともに、この間の外務省の動向について、「外務省記録」を用いて IPR の京都会議における討議結果が中国における排日運動の噴出や国際世論の滞日批判の高揚といった事態を招き、日本外交に多大の影響をもたらすことに強い懸念を抱いていたことを紹介しているが、意外な側面の指摘といえるだろう。

第六章では、一九三一年一〇月二一日から一月二日まで上海において開催された IPR 第四回上海会議についての検討が行われている。元来 IPR は、会員各員が自由に

発言し議論をすることを目的としていたが、一九二九年秋の第三回京都会議における満州問題をめぐる討議の頃から、日本 IPR の各会員の発言は、自由な見解の表明というよりも、国益擁護の観点から統一化、画一化がはかられる傾向が強まり、このような傾向は、上海会議に至るとさらに顕著となったこと、しかし IPR 全体としては、京都会議以来の満州問題に対する日本の立場への一定の理解が存在し、満州事変という日本軍による力の行使が始まって、いずれ日本政府が軍を抑制するものとの前提、ないしは期待感に基づいて会議が進められたこと、それ故、この段階において、日本 IPR が、全体から孤立した立場に追い込まれることは、未だなかったことが指摘されている。

第七章では、一九三三年八月一日から二八日までの間、カナダのバンフ・スプリングス・ホテルを会場として開催された IPR 第五回バンフ会議を検討している。一九三一年の IPR 第四回上海会議閉会后、三二年一月の第一次上海事変勃発、それに続く同年三月の満州国建国、翌三三年三月の国際連盟脱退など、日本の相次ぐ現状打破へ向けての動きは、IPR にとってきわめて深刻な事態であった。バンフ会議は、このような国際協調主義の先行きに大きな暗雲が生じた時期に開催され、日本 IPR は、はじめから

苦境に立たされることになった。著者は、第一次世界大戦後の国際協路線を評価し国際連盟を中心とする話し合いによって世界平和を維持しようとする現状維持的立場のIPR全体の意向と、満州問題を抱え太平洋地域にアメリカ、ソヴィエト、さらに国際連盟から脱退した日本を加えて太平洋平和機関の設立を提唱する日本IPRの意向との間には大きな溝があったこと、それ故、日本IPRの提案は好意的に受け止められず、国内的にも国際的にも孤立を深めていくことになったことが指摘されている。

第八章では、一九三六年八月一日から二九日までアメリカ・カリフォルニア州ヨセミテ公園内のアワニー・ホテルを会場として開催された第六回ヨセミテ会議を検討する。前回のバンフ会議以上に日本の動向が注視される中、日本IPRがヨセミテ会議に対していかなる目的をもって臨んだのか、また日本IPRにとってこの会議はいかなる意義があったのかを関係者の発言や記録をもとに検証し、著者は、日本IPRが最も勢力を投入したのは、日本に対する不信、誤解、疑惑を解き、そこから生まれる恐怖心を払拭することにあったこと、しかし日本IPRが特殊権益擁護という国策と符合する形の守りの姿勢で会議に臨んだため、日本IPRは日本政府の代弁者と受け止められ、風当たり

はむしろ厳しくなったことなどが明らかにされている。

第九章では、一九三九年一月二日から二月二日までの間、アメリカのヴァージニア・ビーチで開催された第七回会議に向けての準備過程において、日本IPRがIPRとの協力関係停止のやむなきに至り、日本IPRのヴァージニア・ビーチ会議不参加決定への道程を検討している。この会議の準備は三七年七月七日に北京郊外の盧溝橋において勃発した日中戦争を背景に、第六回ヨセミテ会議以上に困難な状況のもとに始まったが、日本IPRはこのようなときこそ、前向きな姿勢を失うことなく会議に参加する必要があると考えたこと、しかし、中央事務局長E・C・カーター (Edward C. Carter) が計画したインクワイアリー、すなわち日中問題に関する新研究計画が突如具体化したため、日本IPRは、カーターならびにIPR本部に強い不満を抱いたこと、しかし日本IPRは、インクワイアリー計画への参加を決断し、調査項目中の日本の部に関する調査担当権を確保しようと努めたこと、ところがすでに孤立化していた日本IPRの要求は容れられるはずもなく、日本IPRは、ヴァージニア・ビーチ会議への不参加をあつげなく決定したことなどが明らかにされている。

第一〇章では、第一回ハワイ会議開催前に表面化した朝

鮮 IPR の参加問題を素材に、IPR の基本理念と現実の政治問題の関係について、具体的な検討をしている。いうまでもなく IPR は、第一次大戦を引き起こした政府への不信から、政府とは一線を画した純粹の民間研究・討議機関とすること、会員は民間人が個人の資格で参加すること、各国 IPR において常時太平洋地域の抱える諸問題を科学的に調査研究すること、日頃の実証的研究成果を持ち寄って隔年もしくは三年に一度会議を開催すること、活動資金は民間からの寄付によることを基本理念として発足したが、IPR 基本規約は、一定の領土的または人種的団体（ハワイ、朝鮮、フィリピン）が IPR の会議に参加する場合には、それらのグループの属する国家の国内理事会の同意を要件とすることをうたったため、朝鮮 IPR は独立団体としての参加が困難な状況に立ち至った。このため朝鮮 IPR は IPR 基本規約を厳しく批判、IPR も基本規約を一部改正してこれに対応したが、朝鮮 IPR はあくまで原則に固執し、三一年一〇月 IPR 第四回上海会議以降の会議には参加を拒絶することになったのであった。著者は IPR がアジア太平洋地域の国際関係や所属国家の影響を避けたい現実を認めつつも、朝鮮 IPR のあまりにも原理主義的な主張、他方 IPR の一層の民主化をはかる姿

勢の不足をともし批判し、双方がもう少し問題解決に妥協的であったならば、IPR の基本理念を守ることがこの時点で必ずしも不可能ではなかった状況を明らかにしている。

第一章、第二章は、本論文の補論に位置づけられるものである。第一章では、IPR を国策に利用しようとした事例として、満州国特命全権公使武藤信義が構想した満州国 IPR の第五回バンフ会議への参加問題を検討している。いうまでもなく武藤の構想は、まず満州国 IPR を設立し、ついで満州国 IPR の IPR への参加を通じて満州国承認問題打開の糸口を見い出そうとするものであったが、そのような構想は、IPR が認めるはずがなく、構想段階でまもなく瓦解した。著者は、このとき日本 IPR が、武藤の意向に沿う姿勢を示し、独自の判断を示すことができなかつた日本 IPR の限界を指摘している。

第二章では、第二回ハワイ会議へのイギリス IPR 初参加問題とその影響を検討している。著者はイギリス IPR がこの時、第二回ハワイ会議を利用し、公的な外交折衝や国際会議では得にくい情報を蒐集し、対中関係改善の足がかりを見い出そうとしていたこと、しかしこのようなイギリス IPR の活動は、一定の成果を生み出したものの、現実の政治問題を IPR に持ち込み、IPR の理念を形骸

化させる側面があったことを指摘している。

以上、片桐君の論文の概略を紹介してきたが、全体として評価すべきは、次の三点である。

まず第一に、日本外交史研究上、手薄となっていたテーマに一貫して真正面から取り組み、戦間期日本 I P R の動向について徹底した究明を試みた点である。いうまでもなく I P R や I P R 会員について言及した文献は多数あるが、日本 I P R の全体像を究明することは、資料的な制約もあって取り組みが遅れていた。同君があえてこうした課題に挑戦し、新事実の発見につとめる一方、日本 I P R の全容を明らかにし、体系的なものとして纏めたことは、学会に対し多大の貢献をするものとして評価に値する。

第二に、精力的な資料収集を行っていることである。当該分野の研究業績のフォローはもちろんのこと、外務省外交史料館、渋沢史料館、東京大学アメリカ研究センター、さらにはハワイ大学、コロンビア大学、ブリティッシュ・コロンビア大学の各アーカイブズなど、網羅的な調査は、ほぼ完璧に近いものがあり、その地道な努力は、特筆に値する。

第三に、こうした膨大な資料に依拠しつつも、的確な史

料操作をおこなっていることである。同君の研究において一貫して採られているのは、いうまでもなく確実な資料に基づく実証主義の手法であるが、単なる資料や史実の羅列に終わることなく、大胆な主張が展開されていることは、注目に値する。

もとより本論文にも、当然のことながらいくつかの課題が残されている。将来解決すべき課題として次の点を指摘できる。

第一に、片桐君自身が指摘しているように、日本 I P R は第一次世界大戦後の国際協調主義・自由主義的思潮の時代においてはともかく、一九三〇年代以降においてはその脆弱性を露呈した。日本 I P R の構造上の問題なのか。それとも構成メンバー自身の問題なのか。日本 I P R の脆弱性を指摘する以上、「脆弱性」の具体的中身について、もう一段掘り下げた検討が必要であったのではなからうか。そうすることによって同君の主張も、一段と説得力を増すものと思われる。

第二に、日本 I P R が各国 I P R と比較して本来の目的や理念から逸脱するかのような行動をとった理由について、片桐君は、当初から外務省、関東軍、南満州鉄道株式会社調査部、内務省等に情報を仰ぎ、また外務省から活動資金

を与えられるといった半官半民的性格をあげているが、今後の INGO のあり方については、「政府との関係、或いは距離の在り方、世論への啓蒙や為政者への影響力を如何に確保するかという視点から純粹の民間機関がよいのか、或いは政治家や官僚等も参加する半官半民的な機関がよいのか、……」とややあいまいな提言をしている。戦間期日本 IPR についての分析結果が今日の INGO にどの程度、どのように生かされるべきかについては、もう少し丁寧な説明をするか、あるいはあらためて別に検討したほうがよかったのではなからうか。

しかし、このような問題点や課題が残るにしても、これらは、同君自身によって将来十分解決できるものであり、決して本論文の持つ価値自体を損なうものではない。審査員一同は一致して、片桐君の研究が従来の研究に新しい角度から果敢に挑戦するもので、日本外交史研究の発展に寄与するものと考え、同君に博士(法学)の学位を授与するに相応しいものと判断する。

平成一四年五月一七日

主査 慶應義塾大学法学部教授 寺崎 修
 法学研究科委員法学博士

副査 慶應義塾大学法学部教授 添谷 芳秀
 法学研究科委員 Ph.D. 池井 優
 慶應義塾大学名誉教授 池井 優
 法学博士